

2023年5月26日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング21階  
日本プロロジスリート投資法人  
代表者名 執行役員 山口 哲  
(コード番号: 3283)

資産運用会社名  
プロロジス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山口 哲  
問合せ先 取締役副社長兼 戸田 淳  
財務企画部長  
TEL. 03-6867-8585

### 海外募集における発行新投資口数の確定に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年5月22日開催の本投資法人役員会において決議し、2023年5月25日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等を決定した新投資口発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して、追加的に発行する本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を買い取る権利（以下「本権利」といいます。）を付与しておりましたが、本日、本権利の行使により発行される投資口数が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

本権利の行使により発行される本投資口の発行数 1,700口

#### <ご参考>

##### 1. 公募による新投資口発行の募集投資口数

下記①及び②の合計による募集投資口数 86,851口

① 国内引受会社及び海外引受会社による買取引受けの対象投資口としての募集投資口数	85,151口
うち国内一般募集	51,090口
海外募集	34,061口

② 本権利の行使により発行される本投資口 1,700口

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行（グリーンエクイティ・オフERING）及び投資口売出し等に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	2,749,499口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	86,851口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	2,836,350口
第三者割当による新投資口発行に伴う増加投資口数(注)	2,550口
第三者割当による新投資口発行後の発行済投資口総数(注)	2,838,900口

(注)オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われるSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当の発行新投資口数の全口数について、SMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 公募による新投資口発行により調達する資金の額、用途及び支出予定時期

本権利の行使により発行される本投資口を含む海外募集における手取金(10,046,838,384円)につきましては、国内一般募集における手取金(14,353,428,960円)と併せて、2023年6月末日までに、新規取得資産の取得資金の一部に充当します。

以上

※本投資法人のウェブサイトアドレス：<https://www.prologis-reit.co.jp>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の新投資口発行(グリーンエクイティ・オフERING)及び投資口売出し等に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申し込みの勧誘を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、本投資法人から入手することができますが、これには本投資法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。